

令和6年度人口減少に係る調査分析等業務委託  
企画提案説明書

- ・この説明書は、企画提案書作成用である。
- ・企画提案審査後、契約予定者と本書及び提案書に基づいて業務内容の協議を行い、仕様書を決定した上で委託契約を締結する。

## 1 適用範囲

本説明書は、静岡県政策推進局総合政策課が発注する「令和6年度人口減少に係る調査分析等業務委託（以下「本業務」という。）」に適用する。

## 2 業務目的

総務省の人口動態調査によると、静岡県は、10年前と比べた人口増減率が△4.5%、10か年計の人口増減数が△189,936人となるなど、人口減少が進行している。（3,823,709人（2013年）⇒3,633,773人（2022年））

自然減の観点では、厚生労働省の人口動態統計によると、2013年時点における出生率・死亡率の差は2.3であったが、2022年時点には7.7まで増加しており、出生率と死亡率の差が10年間で約3.3倍に拡大している。

社会減の観点では、総務省の住民基本台帳人口移動報告によると、10歳・20歳代を合わせて、毎年6,000人から7,000人程度の転出超過が継続している。

人口減少は、経済規模の縮小や人材不足、地域コミュニティの衰退など、地域社会に様々な課題を生じさせるものである。このため、できる限り人口減少の進行を抑制するとともに、人口減少社会に適応した持続可能な地域づくりを進めていくことが極めて重要である。

それには、既存の統計情報を把握することに加え、有効なデータを収集する調査を実施し、それらを分析することで、現状を適切に把握し、要因分析した上で、有効な施策の立案に繋げていくことが重要である。

そこで、本業務では、適切な現状把握をするため、各種統計を活用した現状の整理のみならず、アンケート等必要な調査を実施し、各種統計と組み合わせて人口減少の詳細な要因分析を実施する。

特に、本県では、県内在住の若者が進学及び就職時に県外へ流出し、県内に戻らないことが人口流出の大きな要因となっている。若者の意識や行動の実態を明らかにするため、本県出身で現在東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）に在住している若者に対し、本県からの転出理由等の要因に関するアンケート調査を令和元年度に実施したところであるが、再度同じアンケート調査を実施して経年変化を把握するとともに、新たに、県内在住者を対象に意識調査を実施することで、本県の強みと弱みを洗い出し、効果的な若者の流出抑制、還流の促進につなげる。

加えて、「地域に根付いた祭りや平均気温と人口減少の関係」といった、新たな切り口による要因分析と施策の方向性の提言を行うことで、本県の長期的な人口ビジョンの策定や新たな施策立案に繋げていく。

## 3 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

## 4 業務内容

項目	概要
1 現状の整理	<p>本県の人口減少の現状を適切に把握するため、国（総務省、厚生労働省等）や国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）、静岡県等が公表している各種統計情報をもとに、自然減・社会減の両面から人口減少の現状を整理する。</p> <p>&lt;各種統計の具体例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総務省：住民基本台帳人口移動報告、人口動態調査、国勢調査、就業構造基本調査、経済センサス活動調査</li> <li>○厚生労働省：人口動態統計</li> <li>○社人研：地域別将来推計人口</li> <li>○静岡県：推計人口</li> </ul>
2 各種調査による詳細な要因分析	<p>整理した現状について、アンケート等必要な調査を実施し、詳細な要因分析を実施する。要因分析に当たっては、県内全体だけでなく、県内4地域（伊豆、東部、中部、西部）別でも分析する。</p> <p>&lt;現状の具体例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①自然増減の面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年の静岡県における50歳時の未婚割合は男性27.94%、女性が15.19%と上昇傾向</li> </ul> </li> <li>②社会増減の面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・10、20歳代合計で毎年6,000人程度の転出超過が継続（総務省住民基本台帳人口移動報告）</li> <li>・社会増減については、国外からの転入数の増加が影響し、6,940人の減（令和3年）から、1,463人の増（令和4年）となり、5年ぶりに増加へ転じた（総務省人口動態調査）</li> <li>・伊豆半島地域の人口減少率が▲32.3%と高い（社人研地域別将来推計人口）</li> </ul> </li> </ul>
3 意識調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>①本県出身で現在東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）に在住している若者に対し、本県からの転出理由等の要因に関するアンケート調査を実施する。</li> <li>②県内在住者を対象に意識調査を実施する。</li> </ul>
4 新たな切り口による要因分析	<p>「地域に根付いた祭りや平均気温と人口減少の関係」といった、新たな切り口による要因分析を行う。</p> <p>&lt;新たな切り口の具体例&gt;</p> <p>文化芸能（地域に根付いた祭り）、気候条件（平均気温、日照時間）、家族の状況（兄弟の数、自営業の数）、ジェンダー（公務員や大企業の女性比率）、県民性（寛容性）等</p>
5 施策の方向性の提言	<p>上記1～4をもとに、本県の人口減少対策に関する施策の方向性を提言する。</p>
6 長期的な人口ビジョンの策定補助	<p>本県の長期的な人口ビジョンの策定に関する補助を実施する。</p>
7 中間報告及び最終報告	<p>上記1～6について、令和6年9月下旬までに中間報告を、令和7年3月上旬に最終報告を実施する。</p>

### ※3 意識調査①について

区分		内容		
1	調査の企画設計	調査事項	設問項目数	・スクリーニング調査 20 問程度 (うち自由記述 2 問程度) ・本調査 7 問程度
			設問内容	・委託者と調整
		調査実施期間	令和 6 年 9 月まで (委託者と調整)	
2	調査の実施	調査対象	静岡県出身者で、現在東京圏 (東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県) に在住している 18 歳～39 歳の男女	
		標本数	・スクリーニング調査 20,000 サンプル ・本調査 500 サンプル程度	
		調査方法	インターネット上での調査	
3	回収データの 内容確認	—		
4	調査結果の集計	・質問ごとの属性別集計 (クロス集計) を実施する ・自由記述欄は分野別に分類の上、各々に回答者の情報を明示		
5	集計表及び 報告書の作成	—		

## 5 参考資料

- 静岡県 長期人口ビジョン

[https://www.pref.shizuoka.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/054/439/sogosenryaku.pdf](https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/054/439/sogosenryaku.pdf)

- 若年層の県外転出者に対する意識調査 (令和元年度アンケート調査)

[https://www.pref.shizuoka.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/011/486/05-siryou5-190821.pdf](https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/486/05-siryou5-190821.pdf)

## 6 成果品

- (1) 成果品

業務委託報告書 (冊子 (A 4 判) 2 部、電子媒体 1 部)

- (2) 納入場所

静岡県政策推進局総合政策課 (静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁東館 4 階)

## 7 業務実施に当たっての条件

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、業務実施前に県に対して書面にて再委託の内容と理由、再委託先、再委託先に対する管理方法等を報告し、承諾を得なければならない。
- (2) 本業務の実施に伴って生じた一切の成果に関する権利は、本県に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た情報を本県の許可なく他に漏らし、自己の利益のために利用してはならない。契約終了後も同様とする。

- (4) 業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権、使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うものとする。

## **8 委託料の支払い**

検査合格後に委託費を請求し、請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

## **9 その他**

- (1) 業務の実施に当たっては、その業務目的に照らし、効果的に取り組むとともに、県との連絡を密にして行うこと。
- (2) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、県との連絡・調整を行うこと。
- (3) 本要領に定めのない事項については、県と受託者において協議し決定すること。